

2023年4月3日

事業者 各位

事業再構築補助金事務局

【補助金交付等停止及び契約に係る指名停止措置を受けた事業者への発注について】

お世話になっております。事業再構築補助金事務局でございます。

事業再構築補助金を所管する経済産業省のホームページにおいて、大口顧客・相対顧客や官公庁等に対する小売供給を行う電気事業者について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）違反があったとして、令和5年3月30日、関係事業者に対して排除措置命令及び課徴金納付命令により、補助金等交付停止・指名停止処分対象の企業が追加されております。停止期間中の当該企業への発注は補助金の対象外となりますので、改めてご注意ください。

確認事項

- ・補助金対象経費に関して、処分対象事業者への新規発注契約はできません。発注された場合、当該経費につきましては補助金の支給はできかねます。
- ※補助金等交付停止期間及び指名停止期間前の発注契約については問題ありません。
- ※当補助金の対象経費として光熱費等は該当しませんが、機器等の購入は該当しますので、ご注意ください。

なお、今後交付決定を受ける事業者様につきましては、対象事業者以外の事業者様から見積書を徴収いただきますようお願いいたします。

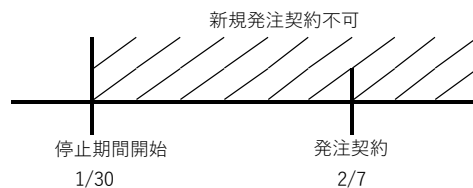
<経済産業省ホームページ>

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/shimeiteishi.pdf

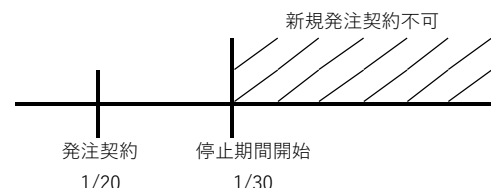
※情報は随時更新されますので、ご注意ください。

<イメージ図>

×認められないケース



○認められるケース



※記載している日付についてはあくまでイメージです。停止期間は事業者ごと異なりますので、ご確認をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、下記コールセンターまでご連絡ください。

【お問い合わせ先】事業再構築補助金 コールセンター

受付時間：9：00～18：00（日祝日を除く）

電話番号：ナビダイヤル／0570-012-088

I P電話用／03-4216-4080